令３医務保険第３０５号

令和３年(2021年)６月１６日

各医療機関の管理者 　様

山口県健康福祉部医務保険課長

新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの迅速な接種のための

体制確保に係る医療法上の臨時的な取扱いについて（その４）

　このことについて、別添のとおり厚生労働省医政局から通知がありましたのでお知らせします。

医療指導班　藤本

TEL 083-933-2820

FAX 083-933-2939

　また、職域単位でのコロナワクチンの接種にあたり、新たに一時的に診療所を開設する場合には、事前に保健所に相談していただきますようお願いします。なお、医療法の規定に基づく開設に係る許可の申請又は届出は適切な時期に事後的に行うこととして差し支えありません。